

○申請に必要なもの

- 印鑑
- 身体障害者手帳又は療育手帳
- 預金通帳（本人名義、郵便局は除く）
- 診断書
- 年金受給者はその証書（本人のみ）
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）

(5) 障害児福祉手当・・・窓口：障害福祉センター又は平塚保健福祉事務所
(TEL0463-32-0130)

日常生活において、常時特別の介護が必要であると認められる在宅重度障がい児に支給されます。

○対象者：「特別児童扶養手当等の支給に関する法令施行令」に規定される障害基準に1つ該当または同等以上の障がいをお持ちでかつ、次の条件を満たす方

- ・20歳未満の方
- ・施設に入所していない方
- ・障がい者を支給事由とする他の公的年金を受けていない方
- ・本人及び扶養者の所得が基準以下の方

※所得が一定の額を超える場合は、支給停止となります。

<手当額> 月額 14,790円（平成31年度）

○申請に必要なもの

- 印鑑
- 身体障害者手帳又は療育手帳
- 預金通帳（本人名義、郵便局は除く）
- 診断書
- 個人番号（マイナンバー）が記載された書類（個人番号カードまたは通知カード）

(6) 特別児童扶養手当・・・窓口：子育て支援課

20歳未満で身体障がい又は精神障がい、知的障がいのある児童を監護している父母、又は父母に代わってその児童を養育している方に対して支給されます。

○対象者：政令（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令）で定める程度以上の状態等にある20歳未満の児童を養育している方であつ、つぎの条件を満たす方

- ・児童が施設に入所していない方
- ・公的年金を受給していない方（国民年金法に基づく福祉年金は除く）
- ・所得が基準以下の方（所得額及び児童人数に応じて区分）

○申請に必要なもの

- 請求者と対象児童の戸籍謄本
- 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し（続柄・本籍がわかるもの）
- 医師の診断書（所定の様式）

※療育手帳または身体障害者手帳（1級から概ね3級まで、ただし視覚障がい（視野狭窄を除く）、聴覚障がい、肢体不自由（欠損の場合のみ）、音声・言語障がい等をお持ちの方は、診断書を省略できる場合もあります。

- 所得証明書（転入の方のみ）
- 特別児童扶養手当認定請求書
- 印鑑
- 貯金通帳（請求者本人名義のもの）
- 特別児童扶養手当振込先口座申出書（所定の様式）

(7) 障害者扶養共済制度・・・申請窓口：障害福祉センター

問い合わせ：神奈川県障害福祉課(TEL 045-210-1111)

障がいのある方を扶養している保護者が毎月一定の掛金を払込むことにより、保護者が死亡したり著しい障がいを有する状態となった時、その保護者が扶養していた障がい者に毎月年金が支給されます。

○対象者：将来独立自活すること困難であると認められた障がいのある方
障がいのある方とは・・・

- (1) 知的障がい者
- (2) 身体障がい者（手帳1～3級）
- (3) 精神又は身体に永続的な障がいのある方で(1)又は(2)と同程度の障がいと認められるもの

例えば、精神病・脳性麻痺・進行性筋萎縮症・自閉症・血友病等です。

○加入者：年齢が65歳未満で健康な保護者（詳しくはお問い合わせください。）

※加入時に県内に在住していること。

○申請に必要なもの

- 印鑑
- 世帯全員の住民票
- 身体障害者手帳又は療育手帳
- 精神障がいの場合は診断書等が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

5. 日常生活の援助・社会参加

- (1) 車いす貸出・・・窓口：障害福祉センター又は大磯町社会福祉協議会
(TEL0463-61-9390)

家庭において歩行困難な方の移動手段や介護支援のため、車いすの貸出をおこないます。
(3ヵ月以内)

- 対象者：大磯町内に居住する在宅で歩行困難な方
- 申請に必要なもの
 - 印鑑

- (2) 在宅重度障害者住宅設備改良費補助事業・・・窓口：障害福祉センター

重度障がい者の日常生活を容易にするため、住宅設備を障がい者に適するように改良する場合その費用を補助いたします。

- 対象者：身体障害者手帳1級又は2級を交付された方（視覚又は四肢、下肢、体幹、1、2級で移動が困難な方）
 - ：療育手帳A1又はA2を交付された方又は知能指数35以下と判定された方
 - ：身体障害者手帳3級を交付されかつ、療育手帳B1を交付された方、又は知能指数50以下と判定された方

- 申請に必要なもの

- 印鑑
- 見積書
- 工事見取図及び工事施行前の写真
- 身体障害者手帳又は療育手帳か判定書の写し
- 重度障害者住宅設備改良費補助事業申請書

※改良工事の対象は、既存住宅の浴室便所・玄関・台所・廊下等です。

必ず事前に障害福祉センターにご相談ください。なお新築の場合は該当しません。

- (3) 身体障害者福祉車両購入費助成事業・・・窓口：障害福祉センター

重度身体障がい者または同居の介護者が、その障がい者のために必要な福祉車両を購入に要する費用の一部について20万円を限度に助成します。

- 対象者：身体障害者手帳（下肢・上肢又は体幹機能障がい1級又は2級）を交付された方
- 申請に必要なもの

- 福祉車両購入見積書の写し
- 自動車運転免許書の写し
- 身体障害者手帳

※必ず購入前に障害福祉センターにご相談ください。

(4) 在宅投票制度・・・窓口：大磯町選挙管理委員会（役場内）

身体障害者手帳（両下肢又は体幹機能障がい1級又は2級）を交付された方、または身体障害者手帳（内部障がい1級又は3級）を交付された方で投票所に行くことができない方は、自宅で「郵便による不在者投票」ができます。

○対象者：身体障害者手帳（両下肢又は体幹機能障がい1級又は2級、免疫障がい1級～3級）を交付された方

または身体障害者手帳（内部障がい1級又は3級）を交付された方

○手続方法：選挙管理委員会で身体障害者手帳を提示し、郵便投票証明書の交付を受けます。

(5) 日常生活自立支援事業・・・・・・窓口：大磯町社会福祉協議会

障がいをお持ちの方で、自己の金銭管理、実印、有価証券等の管理ができない方に対しては、大磯町社会福祉協議会が本人にかわって財産管理の援助をいたします。あわせて福祉サービスの利用手続きの援助も行います。

○費用：①金銭管理

1回あたり 2,000 円（所得により減免も有）

②書類預かり等

1か月あたり 500 円

6. 公共料金の割引

(1) タクシー利用基本料金助成・・・窓口：障害福祉センター

重度障がい児者に対してタクシー利用基本料金を助成いたします。

- 対象者：身体障害者手帳（上肢・下肢・体幹または視覚障がい1・2級）を交付された方
：身体障害者手帳（内部障がい1・2級）を交付された方
：療育手帳A1又はA2を交付された方、または知能指数35以下と判定された方
：精神保健福祉手帳（1級）を交付された方
：特定疾患医療受給者証を交付された方

※自動車税減免を受けた方は対象となりません。

※施設に入所している方は利用できません。

※介護タクシー利用助成制度を利用している方は対象となりません。

- 申請に必要なもの

- 身体障害者手帳、療育手帳又は特定疾患医療受給者証
- 印鑑

※利用助成券は、タクシーを1回利用するごとに1枚の使用とします。

※再発行はいたしません。

※本人以外の方、協力タクシー以外では、使用することはできません。

(2) バス運賃の割引・・・窓口：障害福祉センター

障がいの程度に応じてバス運賃が割引されます。

運賃割引証を発行します。

- 対象者

対 象 者	種 類	割引率
第1種身体障害者手帳または療育手帳A1・A2を交付された方	介護付普通乗車券	5割
	介護付定期乗車券	3割
第2種身体障害者手帳または療育手帳B1・B2を交付された方	単独普通乗車券	5割
	単独定期乗車券	3割

- 申請に必要なもの

- 身体障害者手帳又は療育手帳
- 印鑑

(3) JR運賃等の割引・・・窓口：JR各駅みどりの窓口

○対象者、種類等

割引対象者等	割引対象乗車券類	備 考
身体障がい者又は知的障がい者で、 第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	私鉄等他鉄道会社線とまた がる場合を含みます。 (回数乗車券は、除く。)
身体障がい者又は知的障がい者で、 第1種障がい者とその介護者又は 12歳未満の障がい児とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券は除く。)	私鉄等他鉄道会社線とまた がる場合を含みます。
身体障がい者又は知的障がい者で、 第1種障がい者又は第2種障がい 者が単独で利用する場合	普通乗車券	片道の営業キロが100キロ を超える場合が対象になり ます。

○割引率：50%

※割引の内容等、変更になることがありますので、ご利用の際はご注意ください。

(4) 有料道路通行料金の割引・・・窓口：障害福祉センター

身体障害者手帳を交付された方が自ら運転する場合、または介護者が重度の障がい児者のために運転する乗用車及び貨物自動車等を対象に割引されます。(ただし営業にお使いの自動車は対象となりません。)

○対象者

①本人運転の場合は、身体障害者手帳を受けている全ての身体障がい者

②本人以外の者の運転が認められる場合は、重度の身体障がい者及び重度の知的障がい者

* (重度とは、手帳記載の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲)

○申請に必要なもの

【ETCをご利用しない場合】

●身体障害者手帳又は療育手帳

●自動車検査証(車検証)

●自動車運転免許証(障がい者本人が運転される場合のみ)

	自動車検査証(車検証)	身体障害者手帳 又は 療育手帳	自動車運転免許証 (障がい者本人が運転 される場合のみ)
新規申請	○	○	○
更新申請	○	○	○
変更申請	○	○	○

※現在、有料道路通行料金割引を使用されてる方で、次の場合は手続きをしてください。

- ・「有効期限」が近づいてるとき
- ・車両を変えたとき
- ・住所を変更したとき

【ETCをご利用される場合】

- 身体障害者手帳又は療育手帳
- 自動車検査証（車検証）
- 自動車運転免許証（障がい者本人が運転される場合のみ）
- ETCカード（原則、障がい者本人名義。ただし、対象が児童の場合は保護者名義のもの）
- ETC車載器セットアップ申込書・証明書

	自動車検査証 （車検）	ETC カード	ETC車載器 証明書	身体障害者手帳 又は 療育手帳	自動車運転免許証 （障がい者本人が運 転される場合のみ）
新規申請	○	○	○	○	○
更新申請	○	○	○	○	○
変更申請	○	○	○	○	○

※現在、有料道路通行料金を使用されてる方で、次の場合は手続きをしてください。

- ・「有効期限」が近づいてるとき
- ・車両を変えたとき
- ・ETCカード（カード番号・名義等）を変更したとき
- ・住所を変更したとき

○割引有効期間について

割引有効期間は、手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日までとなります。ただし、更新申請については割引有効期限の2ヶ月前から割引有効期限の前日に申請していただく場合は、その手続きを終了した日からその後の3回目の誕生日（最長2年2ヶ月）までとなります。

(5) NHK放送受信料の免除・・・窓口：NHK かながわ西営業センター
(Tel046-235-7000)

○対象者

全 額 免 除		半 額 免 除						
(1)身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員が町民税非課税の場合 (2)療育手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員が町民税非課税の場合 (3)精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員が町民税非課税の場合	○世帯主が次に該当する場合							
		1	2	3	4	5	6	
		級	級	級	級	級	級	
	身 体	視覚	○	○	○	○	○	○
		聴覚	○	○	○	○	○	○
		肢体	○	○				
	内部	○	—					
知的	重度の知的障がい者(概ねA1・A2)							
精神	○							

○申請に必要なもの：放送受信料全額・半額免除申請書

※障害福祉センターで上記申請書に証明を受ける必要があります

※手帳の等級が変更になった場合はNHKかながわ西営業センターに連絡してください。

(6) 国内航空運賃の割引・・・窓口：各航空会社カウンター等

○対象者：満12歳以上の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者のご本人と介護者1名

○割引率：37%

※割引の内容等、変更になることがありますので、ご利用の際はご注意ください。

(7) 水道料金減免・・・窓口：県企業庁水道局平塚水道営業所 (Tel0463-22-2711)

○対象者、申請に必要なもの

減免対象世帯	手続きに必要な書類	減免額
児童扶養手当を受給している世帯	水道料金領収証	基本料金 及び基本 料金に係 る消費税 等相当額
特別児童扶養手当を受給している世帯	手当証書	
療育手帳A1又はA2をお持ちの方がいる世帯	水道料金領収証 療育手帳	
身体障害者手帳1、2級又は精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方がいる世帯	水道料金領収証 身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳	
次の2つ以上に該当する方がいる世帯 ・身体障害者手帳3級をお持ちの方 ・療育手帳B1又はB2程度と判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳2級をお持ちの方	水道料金領収証 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	

※詳細については、直接、県企業庁水道局平塚水道営業所にお問合せください。

なお、「下水道使用料については手帳取得による減免制度はありません。下水道料金に関することは、町下水道課(61-4100)までお問合せください。」

(8) タクシー運賃の割引・・・窓口：各タクシー会社

○対象者： 身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方
身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、一部のタクシー会社では割引を受けられます。

○割引率：10%

※割引の内容等、変更になることがありますので、ご利用の際はご注意ください。

(9) その他公共機関

その他、各公共機関等において割引制度があります。対象となる方や手続き方法等については、直接各機関にお問い合わせください。

○フェリー等運賃割引・・・窓口：各フェリー会社

○文化施設等の割引・・・窓口：各施設 など

7. 施設等

(1) 地域活動支援センターについて・・・窓口：施設又は障害福祉センター

主に就労することが困難な在宅障がい者に対し作業訓練を行い、地域社会の一員として生活することをサポートする場所です。

○利用方法：各施設に直接ご相談ください。

(2) 心身障害者施設通所交通費助成・・・窓口：障害福祉センター

施設等に通所している方に、通所に要した運賃（最も経済的な経路費用）の2分の1の額を交通費として支給します。

また自家用車等（バイク可）を使用する場合は、距離に応じた額を助成します。

○対象者：次のいずれかの施設等に通所されている方

- ・自立支援法に定められた生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を実施する施設並びに地域活動支援センター

※施設又は公共団体が提供する自動車等により通所される方及び施設から交通費を支給されている方は除く。

○申請に必要なもの（注：申請書は申請月の15日までに提出してください）

- 心身障害者施設通所交通費助成申請書
- 心身障害者施設通所交通費助成金交付請求書
- 報告書
- 印鑑

○支給時期 年4回（2月・5月・8月・11月）

8. 税金の控除

- (1) 所得税、住民税の障害者控除・・・窓口：所得税 平塚税務署
住民税 税務課

障がい者自身が納税者である場合、又は控除対象配偶者及び扶養親族のうちに障がい者がおられる場合、所得税税額の計算の基礎となる所得から一定額が控除されます。

○障害者控除対象者

- ・身体障害者手帳3級～6級を交付された方
- ・総合療育相談センターまたは児童相談所で中、軽度の知的障がいの判定を受けた方
- ・精神障害者保健福祉手帳2級～3級を交付された方

○特別障害者控除対象者

- ・身体障害者手帳1級又は2級を交付された方
- ・総合療育相談センターまたは児童相談所で重、最重度の知的障がいの判定を受けた方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級を交付された方

詳しくは・・・所得税なら平塚税務署 (Tel 22-1400)

・・・住民税なら税務課 (Tel 61-4100) までお問い合わせください。

- (2) 相続税の障害者控除・・・窓口：平塚税務署 (Tel 22-1400)

相続人が障がい者である場合、相続税額から一定額が控除されます。

○対象者：相続により財産を取得する、障がいをお持ちの方

- (3) 個人事業税の非課税・減免・・・窓口：平塚県税事務所 (Tel 22-2711)

次に該当する方は、事業税が非課税又は減免されます。

○対象者：両眼の視力が0.06以下の方で、あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう等の事業を個人でおこなっている方(非課税)。

：身体障害者手帳1級～4級を交付された方で事業をおこなっている方(減免)。

(4) 自動車税及び自動車取得税の減免・・・窓口：自動車税 平塚県税事務所
軽自動車税 税務課

詳しくは・・・普通自動車なら平塚県税事務所 (Tel 22-2711)

・・・軽自動車なら大磯町税務課 (Tel 61-4100) までお問い合わせください。

(注) 軽自動車は対象者が一部普通車と異なります。

○対象者 (普通自動車)

障がい者または障がい者と生計を同一にする方が、障がい者の通院等のために専ら (もっぱら) 使用する自動車に対して、1台に限り自動車税や自動車取得税が減免されます。

障がいの区分	障がいの等級別	
視覚障がい	1級から3級までの各級及び4級の1 (注意)	
聴覚障がい	2級及び3級	
平衡機能障がい	3級、5級	
音声機能又は、言語機能障がい	3級	
上肢機能障がい	1級、2級	
下肢機能障がい	1級から7級まで	
体幹機能障がい	1級から3級まで、5級	
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能	上肢機能	1級、2級の一部
	移動機能	1級から7級まで
心臓機能障がい	1級・3級及び4級	
じん臓機能障がい	1級・3級及び4級	
呼吸器機能障がい	1級・3級及び4級	
ぼうこうまたは直腸の機能障がい	1級・3級及び4級	
小腸機能障がい	1級・3級及び4級	
免疫機能障がい	1級から4級	
肝臓機能障がい	1級から4級	
知的障がい	A1・A2	
精神障がい	1級	

(注意)：視覚障がい4級のうち、4の1 (視野の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下 (3級の2に該当するものを除く。)) は免除の対象となりますが、4級の2 (周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下) および4級の3 (両眼解放視認点数が70点以下) は対象とはなりません。

○申請に必要なもの

●身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳

●自動車運転免許証

●自動車検査証 (車検証)

●印鑑

・障がい者の方と障がい者と生計を一にする方の居住の状況により、加えて次のものをご用意ください。(障がい者の方と障がい者と生計を一にする方が別に居住している場合)

●障がい者の方と生計を一にすることが確認できる書面 (所得税確定申告書の控えなど)

○対象者（軽自動車）

身体または精神の障がいにより、歩行が困難な方（但し、身体障害者で年齢が 18 歳未満または精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車を含む）が所有する軽自動車に対して、1 台に限り軽自動車税が減免されます。

障がいの区分		障がいの等級別
視覚障がい		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1（注意）
聴覚障がい		2 級及び 3 級
平衡機能障がい		3 級及び 5 級
音声機能又は言語機能障がい		3 級
上肢機能障がい		1 級及び 2 級
下肢機能障がい		1 級から 7 級までの各級
体幹機能障がい		1 級から 3 級までの各級及び 5 級
乳幼児期以前の非 進行性脳病変によ る運動機能障がい	上肢機能	1 級及び 2 級（1 上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）
	移動機能	1 級から 7 級までの各級
心臓機能障がい		1 級・ 3 級及び 4 級
じん臓機能障がい		1 級・ 3 級及び 4 級
呼吸器機能障がい		1 級・ 3 級及び 4 級
ぼうこうまたは直腸の機能障がい		1 級・ 3 級及び 4 級
こうとう摘出による音声機能障がい		3 級
小腸機能障がい		1 級・ 3 級及び 4 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫 機能障がい		1 級から 4 級までの各級
肝臓機能障がい		1 級から 4 級までの各級
知的障がい		A 1・ A 2
精神障がい		1 級

（注意）：視覚障がい 4 級のうち、4 級の 1（視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下（3 級の 2 に該当するものを除く。））は減免の対象となりますが、4 級の 2（周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下）および 4 級の 3（両眼解放視認点数が 70 点以下）は対象とはなりません。

○申請に必要なもの

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳
- 運転免許証（運転する方）
- 納税通知書（納付せずにお持ち下さい）
- 印鑑
- 個人番号カード又は通知カード
- 代理人申請される場合、委任状と代理人の本人確認ができるもの

＜軽自動車の減免が受けられない方＞

- ・福祉課において大磯町在宅障害者タクシー利用料金助成事業実施要綱に基づき、障害者タクシー利用助成券を既に受けられている方又は受けようとする方
- ・神奈川県において普通自動車税の減免を受けられている方又は受けようとする方

9. その他の援護

(1) 神奈川県障害者スポーツ大会・・・窓口：障害福祉センター

県主催により毎年、次の各種目によりスポーツ大会が開催されます。

○種目 ・ボウリング・陸上競技・卓球・盲人卓球・水泳・洋弓（4月から7月に実施）

※参加ご希望の方は、障害福祉センターにお申し出ください。

(2) 神奈川県福祉バス「ともしび号」運行・・・窓口：神奈中観光（株）

県では障がい者の方々が、レクリエーション等の団体活動に出かける時に利用できる、車いす昇降リフト付大型バスを運行しています。（1泊2日までご利用可）

○対象者：障がい児者福祉団体・障がい児者福祉施設等の団体
（利用者の3分の1以上は心身障がい者であること）

○申込先：神奈中観光（株）福祉バス係

TEL 042-706-4990 FAX 042-788-2651

受付時間10時～12時まで

※電話かFAXで、利用希望日の3か月前にお申し込みください。

申し込み多数の場合、原則として申込当日の午後に抽選結果を電話連絡します。

(3) 大磯町社会福祉協議会が行っているサービス等・・・窓口：大磯町社会福祉協議会

○車いす貸出事業

家庭において歩行困難な方の移動手段や介護支援のため、車いすの貸出を行います。

○生活福祉資金貸付制度

障害者世帯の自立援助を図るために、生活福祉資金の貸付を行います。

○日常生活自立支援事業

障がいにより日常の金銭管理や有価証券、実印等の管理が自分で出来なくなった方のために、その管理の援助を行います。

身体障害者障害程度等級表

級別	肢体不自由		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
	上肢機能	移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の周辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活動作がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活動作がほとんど不可能なもの
2	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活動作が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活動作が極度に制限されるもの
3	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活動作が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	肝臓の機能の障害により日常生活動作が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
4	不随意運動・失調等により上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活動作が著しく制限されるもの
5	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
6	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

5. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとします。
6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕は腋窩より、大腿は坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいいます。
7. 下肢の長さは、全腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいいます。
8. 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は太実線より上であっても、一上肢又は一下肢のみの運動機能障害のときは第2種です。

身体障害者障害程度等級表

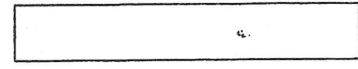
級別	視覚障害	視覚又は平衡機能の障害		音声機能 又はそしゃく 機能の障害	肢体不自由		
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢機能障害	下肢機能障害	体幹機能障害
1	両眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょうせい正視力について測ったものをいう。以下同じ。)の和が0.01以下のもの				1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2	1. 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2. 両眼の視野がそれぞれ10°以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢の上腕の2分の1以上を欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの	1. 体幹機能障害により座位または起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上がるということが困難なもの
3	1. 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2. 両眼の視野がそれぞれ10°以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1. 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2. 一下肢を太腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したもの	体幹機能障害により歩行が困難なもの
4	1. 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2. 両眼の視野がそれぞれ10°以内のもの	1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して、10センチメートル以上または健側の長さの10分の1以上短いもの	
5	1. 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害		1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢が健側に比して、5センチメートル以上又は長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害
6	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの	1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1. 一下肢のリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害	
7					1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節、手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して、3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	

- 同一の等級で重複する障害がある場合には一級うへの級とします。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは該当等級とします。
- 肢体不自由においては、7級に該当する障害が二つ以上重複する場合は、6級とします。
- 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合には、障害の程度を勘案して、当該等級より上位の等級とすることができます。
- 「指を欠くもの」とは、おや指については、指骨間関節、その他の指については、第一指骨間関節以上を欠くものいいます。

公共施設案内

案内図 (平塚保健福祉事務所・県平塚合同庁舎)

至
伊勢原



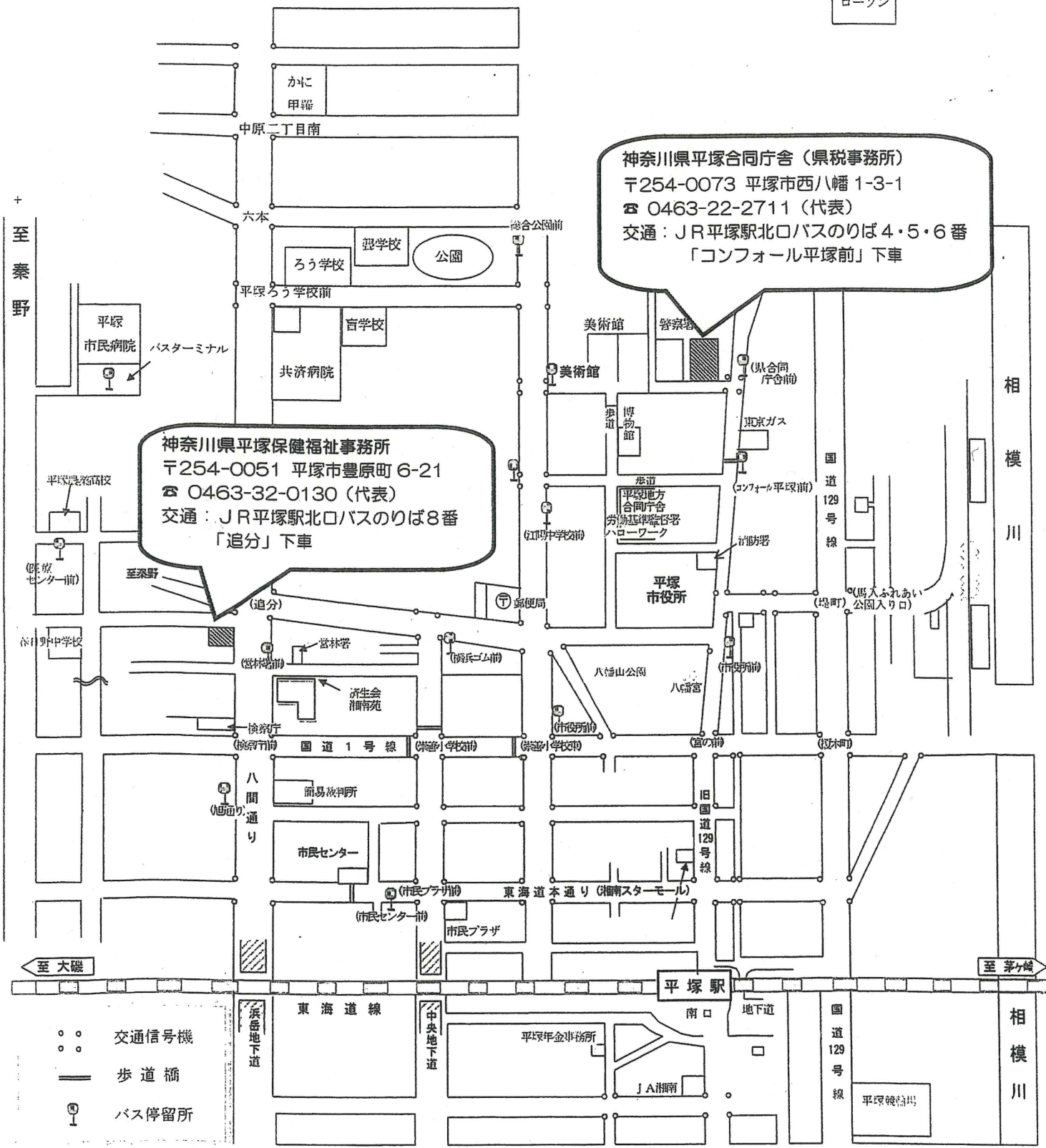
ローソン

神奈川県平塚合同庁舎 (県税事務所)
〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1
☎ 0463-22-2711 (代表)
交通：JR平塚駅北口バスのりば4・5・6番
「コンフォール平塚前」下車

神奈川県平塚保健福祉事務所
〒254-0051 平塚市豊原町 6-21
☎ 0463-32-0130 (代表)
交通：JR平塚駅北口バスのりば8番
「追分」下車

至
秦野

相
模
川

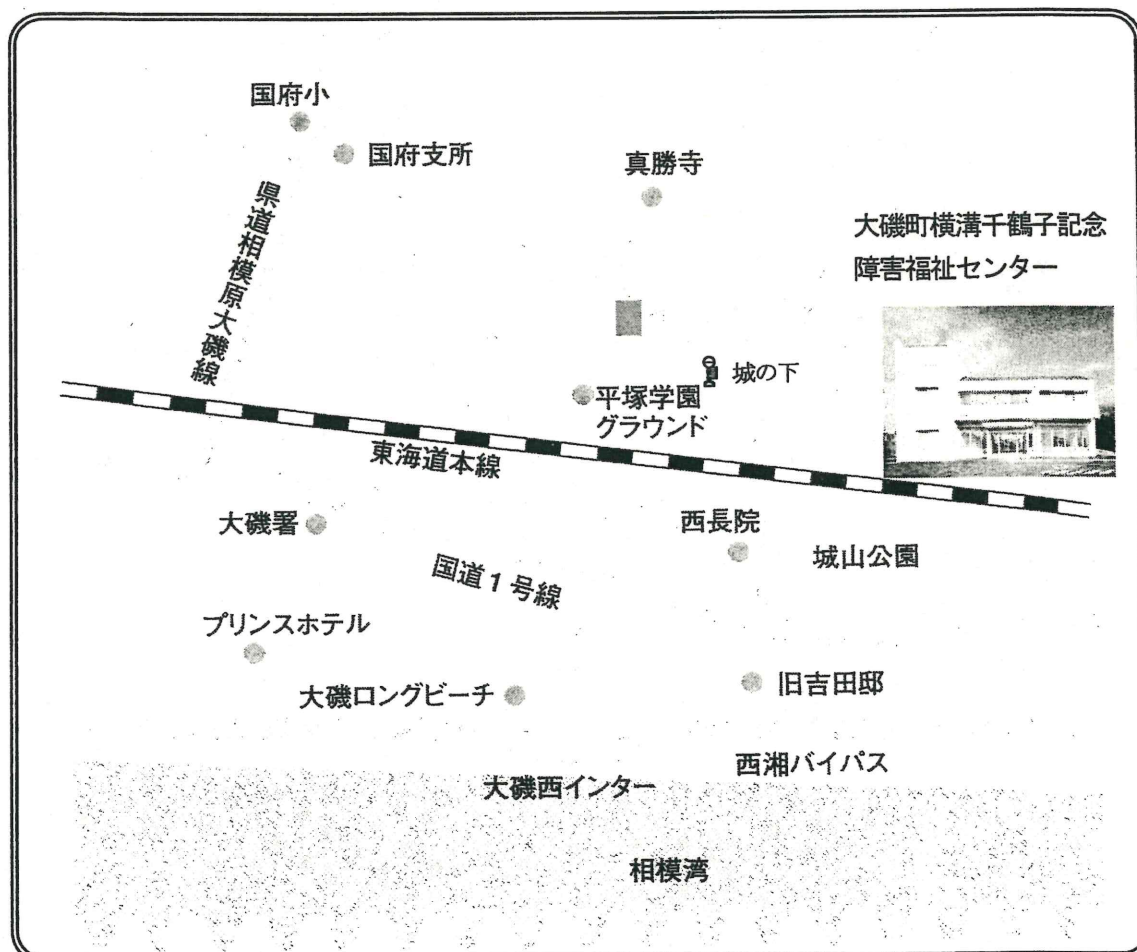


- ⊙ ⊙ 交通信号機
- 歩道橋
- ① バス停留所

障がい福祉サービス等に係る 申請書等提出窓口のご案内

住 所	…	大磯町国府本郷1196
電話番号	…	0463(73)4530
ファックス	…	0463(73)1285
開館時間	…	午前8時30分～午後5時15分
休 館 日	…	日曜・祝日・年末年始

大磯町横溝千鶴子記念障害福祉センター



交通 … JR 大磯駅より神奈中バス
(系統 磯01・磯14の馬場・大磯住宅經由二宮駅北口行き
「城の下」バス停車 徒歩3分)

関係機関等連絡先

町内機関

- ・大磯町
福祉課
大磯町国府本郷1196
(障害福祉センター内)
電話.73-4530
相談専用電話 73-3555
- 大磯町東小磯183 (保健センター内)
電話 61-4100 (代)
- 子育て支援課
大磯町東小磯183
電話 61-4100 (代)
- 町民課保険年金係
大磯町東小磯183
電話 61-4100 (代)
- ・(福) 大磯町社会福祉協議会
大磯町大磯1352-1 (福祉センター内)
電話 61-9390

町外機関

- ・神奈川県平塚保健福祉事務所
平塚市豊原町6-21
電話 32-0130
- ・神奈川県平塚児童相談所
平塚市中原3-1-6
電話 0463-73-6888
- ・神奈川県立総合療育相談センター
藤沢市亀井野3119
電話 0466-84-5700
- ・神奈川県立精神保健福祉センター
横浜市港南区芹が谷2-5-2
電話 045-821-8822

◆ 大磯町地域生活支援事業の指定・登録事業所リスト

項番	サービスの種類	法人名	事業所名	事業所所在地	電話番号	FAX番号
1	移動支援事業	(特非)ワーカーズ・コレクティブ笑顔	ワーカーズ・コレクティブ笑顔	平塚市南原1-12-16ウインディ笹尾II102	0463-36-6118	0463-30-0776
2		(福)大磯町社会福祉協議会	大磯ケアセンターさざれ石訪問介護事業所	大磯町大磯1352-1福祉センターさざれ石内	0463-61-9390	0463-61-7614
3		(福)大磯福祉会	サポートセンター ばれっと	大磯町国府本郷1195-2	0463-70-6262	0463-70-6263
4		(株)ツクイ	総合福祉ツクイ平塚	平塚市榎木町2-15伊東第一ビル	0463-25-6333	0463-25-6334
5		(株)ツクイ	総合福祉ツクイ二宮	二宮町二宮1350-5	0463-70-6540	0463-70-6541
6		(有)蓑島オフィス	介護サポートすまいる	大磯町国府新宿521-5	0463-70-1137	0463-70-1138
7		(福)進和学園	進和生活支援センタービーライト丘の家	平塚市万田537	0463-37-3610	0463-33-2024
8		(福)素心会	地域支援センターそしん	大磯町虫窪18-1	0463-70-3577	0463-72-2577
9		(特非)たすけあいワーカーズ大空	ワーカーズ大空	二宮町中里731-3	0463-72-4054	0463-72-4036
10		(株)サンマーク・ケア	ヘルパーステーションあんしん元気平塚	平塚市中里11-1フジビューフジミ101	0463-73-7350	0463-73-7351
11		(株)コムスン	コムスン平塚ケアセンター	平塚市葦平16-30ビオラハウス202	0463-30-5161	
12		(株)グリーンサポート	訪問介護 ファミールケア藤沢	藤沢市善行1-26-6松本ビル306	0466-53-7515	0466-53-7526
13		(株)アクア・ケアサービス平塚	アクア・ケアサービス平塚	平塚市立野町40-13	0463-37-4165	0463-37-4166
14		(福)湘南福祉センター	ヘルパー事業所 轍	茅ヶ崎市香川5-4-24コミュニティ香川B-3	0467-89-5220	0467-89-5221
15		(特非)みんなの家ココ	なかよしララ	平塚市横内3129-11	0463-51-4628	0463-51-4629
16		(特非)ヒューマンライツライフブリーフ	ヒューマンライツライフブリーフ	平塚市東八幡2-6-34エスタークぱとり105号	0463-23-3223	0463-23-3345
17		(株)ソシアスメディカルケア	絆	平塚市平塚2-10-1塩田ビル1-101	0463-37-5642	0463-33-8535
18		株式会社日本クリード	さるびあ	埼玉県久喜市東大輪字菱田1004-3	0480-53-6795	0480-53-7515
19		(特非)トムトム	ぶんぶん	平塚市南原2-4-5マインズビル1階	0463-71-6733	
20		合同会社ミタテ	Rakue平塚	平塚市四之宮5-20-25 マパールテラス2105	0463-51-2000	
21		(特非)障害者支援グリーンライフ	ぱびこ	藤沢市善行1-42-2 Route善行 I -2階	0466-53-7518	
22	日中一時支援事業	(福)素心会	素心学院	大磯町虫窪39-1	0463-71-1255	0463-73-0009
23		(福)素心会	素心デイセンター	大磯町虫窪18-1	0463-71-1256	0463-71-1284
24		(福)おおいそ福祉会	かたつむりの家	大磯町国府本郷1196	0463-70-1771	0463-70-1772
25		(福)進和学園	進和生活支援センタービーライト丘の家	平塚市万田537	0463-37-3610	0463-33-2024
26		(福)よるべ会	よるべ沼代	小田原市沼代865-1	0465-43-1147	0463-43-1163
27		(福)小百合会	小百合会支援費事業部サンエーサービス	平塚市田村4-24-5	0463-54-1613	0463-54-0972
28		(福)進和学園	進和やましろホーム	平塚市高根306	0463-33-3500	0463-35-7734
29		(福)進和学園	進和万田ホーム	平塚市万田537	0463-32-5418	0463-33-2024
30		(財)鉄道弘済会	弘済学園ケアセンター	秦野市北矢名1195-3	0463-77-3222	0463-77-3225
31		(福)十愛療育会	横浜療育医療センター	横浜市旭区市沢町557-2	045-352-6551	045-352-9241
32		(医)青木末次郎記念会	ヴァルトハイム厚木	厚木市上荻野1671	046-291-2424	046-291-2425
33		(福)神奈川県総合リハビリテーション事業団	七沢学園	厚木市七沢516	046-249-2303	046-249-2333
34		(福)進和学園	進和あさひホーム	平塚市高根315	0463-35-4747	0463-35-4976
35		(福)寿徳会	松下園	秦野市戸川454-1	0463-75-2511	0463-75-4001
36		神奈川県立中井やまゆり園	中井やまゆり園	中井町境218	0465-81-0288	0465-81-3703
37		(特非)みんなの家ココ	みんなの家ココ	平塚市小鍋島18-1	0463-51-4628	0463-51-4629
38		(特非)鴻基会	アシスタンススクール つくしんぼ	伊勢原市田中300 モンテール伊勢原1F	0463-93-5757	0463-93-5757
39		地域活動支援センター	(特非)湘南いこいの里	ジョブコーチ大磯	大磯町大磯1713 ロイヤルテラス大磯201	0463-61-3030
40	(特非)ひびき		スマイル	平塚市西真土1-7-62	0463-55-5063	0463-55-5063
41	(特非)平塚市精神障害者地域生活支援連絡会		平塚市障害者地域生活相談支援センターほっとステーション平塚	平塚市老松町2-19読売高野ビル501・502号	0463-25-2728	0463-25-2728
42	(特非)ありんこ		地域活動支援センターありんこの会	平塚市万田409	0463-34-0592	0463-34-0592
43	(特非)あたたか		地域活動支援センターシグナル平塚	平塚市錦町16-2	0463-24-0640	0463-24-0643
44	(特非)あたたか		地域活動支援センターフレンズ湘南	平塚市代官町21-4	0463-24-0420	0463-24-0420

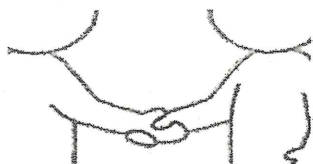
【大磯町内の障がい者団体】

大磯町には、4つの団体が活動しています。少しでも多くの方に知っていただくために、作成しましたので興味のある方がいらっしゃいましたら、各団体までお問い合わせください。

団体名	主な活動内容
大磯町身体障害者福祉協会	身体障がい者同士がお互いに助け合い、協力しながら活動している団体です。また、障害者スポーツ大会の参加や障害福祉センター「すばる」内で、ティーサロン「よこみぞ」という喫茶を運営しています。
大磯町手をつなぐ育成会	知的障がいを持つ本人や家族、支援者が集まり会員同士で相談・情報共有など、皆で協力して活動しています。
NOIXの会	自閉症（児）を持つ親の会として、町や関係団体との連携を図り福祉ショップへの参加などの活動をしています。
湘南あゆみの会	平塚市、大磯町、二宮町在住の精神障がい者を持つ家族の会で、勉強会の開催や、心の病を持つ方や家族からの相談などの活動をしています。

災害時、地域ぐるみでの助け合い

ひなんこうどうようしえんしゃ
～避難行動要支援者登録のご案内～



平成25年6月の災害対策基本法改正に伴い「災害時要援護者」から「避難行動要支援者」等に一部名称が変更になりました。

災害時には、地域での助け合いがとても大切です

地震や風水害などの大きな災害が起きた場合、行政からの支援が始まるまで約3日、外部からの支援にはそれ以上かかると言われます。このことから、災害時には、ご近所同士などの地域での助け合い（共助）がとても大切です。

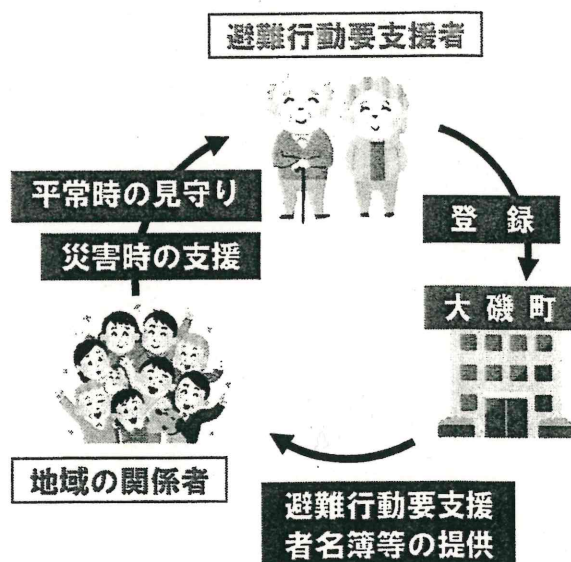
平成7年の阪神・淡路大震災では、救助を必要とする人のほとんどが家族や近隣の方によって救助されたと言われています。災害が起きた際、まず力になるのが、地域での助け合いなのです。

災害時の避難に
不安がある…

避難行動要支援者名簿への登録をしてください！

災害時に一人で避難することが困難で支援が必要となる方（避難行動要支援者）は、ご自分の情報（氏名・住所や身体状況など）を町に登録してください。町は、登録された情報を避難行動要支援者名簿に登載し、地域の関係者（自治会、民生委員・児童委員など）や消防機関・警察に提供・共有し、災害時に地域での安否確認や避難誘導などの避難支援に役立てます。

登録を希望される場合は、裏面の「避難行動要支援者の登録をご希望の方は…」をご覧ください。



－ 登録の対象となる方 －

以下に該当する方で、災害時に避難誘導などの支援が必要な方が対象となります。
（※施設に入所されている方は本制度の対象となりません。）

- ①身体障がいの程度が1級、2級の方、知的障がいの程度がA1、A2の方、又は精神障がいの程度が1級の方
- ②介護保険法による要介護状態区分で3以上の認定を受けている方
- ③前に掲げる者のほか災害時において支援が必要な方

避難行動要支援者の登録をご希望の方は…

- ① 大磯町避難行動要支援者登録同意確認書に記入します
登録を希望される方は、町役場の窓口（福祉課または国府支所）や町ホームページなどから届出書を入手して、必要事項を記入してください。
ご記入は、ご家族や関係者の方などでもかまいません。
- ② 登録申請をします
記入した届出書を町役場の窓口（福祉課または国府支所）に持参（本人以外の方でも結構です）するか、郵送で提出してください。
- ③ 避難行動要支援者名簿に登録して提供します
町では、記入された内容を避難行動要支援者名簿に登録し、避難行動要支援者本人が属する地域の自治会・町内会、民生委員・児童委員、消防機関、警察などに登録された情報を提供します。
- ④ 個別計画を作成します
地域では、提供された情報をもとに避難行動要支援者本人を含めた関係者により災害時の避難支援について確認し、個別計画（※）を作成します。

※個別計画とは…登録された情報をもとに、避難行動要支援者一人一人に合った適切な避難支援を行うために必要な情報をまとめた情報カードです。
自治会・町内会、民生委員児童委員や避難支援等関係者などで共有し、それをもとに地域において災害時の避難支援を行います。

地域での助け合い
に協力したい…

避難支援等関係者として、災害時に避難行動
要支援者の方の避難支援をお願いします！

災害時に地域で助け合いをするためには、支援を必要とする方の安否確認をしたり、避難誘導をしたりする避難支援等関係者が必要です。

日頃から挨拶をするなど、顔の見える関係づくりをしておくことで、いざという時にスムーズな対応をとることができます。

近隣にお住まいの避難行動要支援者の方に避難支援ができる方は、ぜひ自治会などの避難支援等関係者の把握にご協力ください。

※避難行動要支援者への支援は、あくまで任意の協力であり、責任を伴うものではありません。

災害時には、避難支援等関係者の方も被災者になる可能性があります。

そのため、ご自身やご家族等の安全を確認後、できる範囲での支援をお願いします。

問い合わせ先

大磯町役場 61-4100（代表）

- ・登録手続きに関すること
町民福祉部福祉課（内線354）
- ・全体計画に関すること
政策総務部危機管理課（内線241）

郵送先

〒255-8555 中郡大磯町東小磯183



大磯町避難行動要支援者登録同意確認書

大磯町長 宛

	記入日	年 月 日		
	代理人による 記入の場合	氏名		
		名簿対象者との関係		
フリガナ		性別		
氏名		男・女	生年月日	年 月 日
住所	〒 - - 大磯町			
電話番号 (本人)	自宅	-	自治会・	自治会加入
	その他	-	町内会名	有・無
避難支援を 必要とする 理由 (該当に☑)	<input type="checkbox"/> 障がい者（身体障がい、知的障がい、精神障がい） <input type="checkbox"/> 要介護者（介護保険要介護状態） <input type="checkbox"/> その他 （特記事項： _____）			

避難支援の希望について、いずれかあてはまる方にチェック(☑)をつけてください。

避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、支援の事由、連絡先等）を自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察署へ平常時から提供することに

同意します。 ※ 同意される場合は下欄の項目にもご記入ください。

同意しません。
 ※災害発生時には同意の有無に関わらず提供されます。

必要とする 支援内容 (1つにチェック)	<input type="checkbox"/> 避難勧告等の情報を伝えて欲しい。 <input type="checkbox"/> 避難施設まで付き添って欲しい。（自力歩行は可能） <input type="checkbox"/> 自力で避難できないので手助けして欲しい。		
緊急時 連絡先	氏名	名簿対象者との関係	電話番号
		<input type="checkbox"/> 同居親族 <input type="checkbox"/> 別居親族 <input type="checkbox"/> その他	- -

※ 名簿掲載の同意については、変更の申し出がない限り継続されます。

※ 避難支援に関する情報確認のため、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員等により訪問調査が行われる場合がありますので、その際にご協力ください。

災害の状況等によっては避難行動の支援をすることが困難になることもあります。

同意によって災害時の避難行動が必ずなされることを保障するものではなく、また、避難支援者は法的な責任や義務を負うものではありません。

障がい福祉のしおり

平成 18 年 10 月 1 日発行

平成 31 年 4 月 1 日訂正

大磯町町民福祉部福祉課